相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市玉川町龍岡下甲二九七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山崎　靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月七日

事務所愛媛県松山市山越四丁目四番三五号エクセル丸榮二〇二号

相続財産管理人　山﨑　元昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一〇番、最後の住所福岡県福岡市早良区脇山一丁目二四番一〇号　被相続人　亡　中村　行成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月七日

福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目九番二〇号渡辺地所福岡駅前ビル四階

相続財産管理人　黒木　和彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市富士町大字関屋二二九六番地一、最後の住所福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦三丁目一〇番八号　被相続人　亡　納富　勇男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月七日

福岡市中央区舞鶴三丁目七番一三号

相続財産管理人　司法書士　鶴田　美里

無縁墳墓等改葬公告

適正な寺院管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年十一月七日

一　墳墓等所在地　東京都世田谷区桜一丁目七四五の五

一　墳墓等の名称　勝光院境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　以下全て本籍不詳　田中シズ、松本春男、中畝守三、福田、福井、大場、鈴木、他氏名不明四名

一　改葬を行おうとする者　東京都世田谷区桜一丁目二六の三五　宗教法人勝光院　代表役員　大場　泰宣

無縁墳墓等改葬公告

適正な寺院管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年十一月七日

一、墳墓等所在地　山梨県甲府市朝日三丁目二番一八号

一、墳墓等の名称　法澤山妙本寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　雨宮（國三、さと、國雄、秀子）家、三浦（彬、範子、孝一郎）家、小野（勝太郎、てる）家、清水（河西義高、静江）家

一、墓地使用者等　雨宮國仁　小樽市オモタイ一―一四―二三、三浦たか子　甲府市宝一丁目一九番三七号、小野京子　甲府市中央二丁目五番三四号、清水桂子　甲府市徳行四丁目一六番二六号

一、改葬を行おうとする者　山梨県甲府市朝日三丁目二番一八号　日蓮宗法澤山妙本寺　住職　苅込　義旺

公示送達

県中都市計画事業富田東土地区画整理事業において左記一の者に対する換地処分変更の通知は、送付すべき場所を確知することができないため、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第一項及び第二項の規定において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

郡山市富田東五丁目三五番地

市川　政勝

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定による県中都市計画事業富田東土地区画整理事業の換地処分の通知事項に変更がありましたので、別紙明細書のとおり、換地処分の通知事項を変更します。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に郡山市長に対して審査請求をすることができます。

二　この処分については、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、郡山市富田東土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、右記一の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に提起することができます。

三　ただし、右記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して一年を経過した場合は、審査請求をすることやこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

その他

なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを郡山市富田東二丁目二四八番地郡山市富田東土地区画整理組合掲示場において掲示しています。

平成二十九年十一月七日

福島県郡山市富田東二丁目二四八番地

郡山市富田東土地区画整理組合

理事長　大和田好男

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成29年11月7日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平29不保705	タイコーホーム株式会社	北海道知事石狩(5)6065	北海道札幌市白石区中央２条２―２―25―507	1000万円
平29不保706	有限会社さくら地所	北海道知事石狩(5)6154	北海道札幌市北区北27条西11―５―29	〃
平29不保707	ウィニングヴェイ株式会社	宮城県知事(1)6221	宮城県仙台市若林区遠見塚３―15―20	〃
平29不保708	アイワ建設有限会社	埼玉県知事(6)15993	埼玉県東松山市元宿２―30―11	〃

(代表者の)氏名	代表取締役
石田時男	
山下美英	代表取締役
石垣巳喜雄	代表取締役
鈴木由美子	取締役

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、平成二十九年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月七日

岩手県盛岡市南仙北一丁目二四番八号

岩手三菱自動車販売株式会社規約型確定給付企業年金　清算人　工藤　永崇